



がんばっています

佐渡市立加茂小学校

加茂小学校は、学年同士の横のつながりと異学年間の縦のつながりを大切にした活動により、人間関係づくりの力を育んでいます。昨年度行った活動をいくつか紹介します。

キラキラ班七夕飾り作り

7月のいじめ見逃しゼロ集会で、「いじめのない、よりよい学校」にするための思いを短冊に書き、キラキラ班（縦割り班）で飾り作りをしました。1学期の終わりまで児童玄関に飾り、思いを共有しました。

キラキラ班登山

9月、校区のドンデン山登山を行いました。学校からバスに乗るときから、キラキラ班で行動しました。

班ごとに昼食を食べた後、オリエンテーリングを行いました。歩いているときは、上学的な子どもが下級生の荷物を持って



あげたり、手を引いてあげたりと相手を思いやる様子が見られました。いじめ見逃しゼロ集会

11月に2回目のいじめ見逃しゼロ集会を行いました。学年ごとに寸劇やダンスなどで、いじめ防止に向けて取り組んできたことや頑張っていることを発表しました。

このほかに、「NHKいじめを考えるキャンペーン」に参加し、全員が書いた行動宣言を文化祭で掲示しました。

友達のよいところをカードに書いて貼る「キラキラの木」、放送で紹介する「いいとこピックアップ」など、日ごろの善行を広める活動も行っています。

また、学期に数回、昼休みにキラキラ班で、自分たちで決めた遊びを行う「キラキラタイム」も行っています。

キラキラ班の活動は、今年度で3年目。横のつながりだけでなく、縦のつながりも広まってきています。

◆市教育委員会学校教育課
(畑野行政サービスセンター内)
☎66-4898



生活情報

クーリング・オフ制度とは？

クーリング・オフのチェックポイントを整理しよう！

クーリング・オフ制度は、消費者が自宅等で不意の訪問を受けて勧誘される場合で、自らの意思がはっきりしないままに契約申し込みの締結をしてしまうことがあるため、消費者が冷静になって再考する機会を与えるために導入された制度です。

クーリング・オフができる取引は、法律や約款などに定めがある場合に限りです。その法律に定められた期間内であれば、消費者は一切の損害賠償または違約金の請求を受けることなく、申し込みの撤回や契約の解除を行うことができます。

【訪問販売におけるクーリング・オフのチェックポイント】

- ☑ 契約した場所はどこですか
店舗・営業所等以外の場所（自宅、喫茶店、路上など）での契約が対象。※集会場などで2日以上に渡って展示販売をしている場合は、クーリング・オフはできません。
- ☑ 購入した商品・サービスは何ですか
原則すべての商品・役務（サービス）が対象。
- ☑ 総額いくらかで購入しましたか
3,000円未満の現金取引は、クーリング・オフできません。

☑ 契約書面を受け取った日を含めて8日以内ですか
受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフできます。

☑ 営業目的のための契約はダメです
消費者保護の制度なので、購入者が営業のために契約したときは、クーリング・オフはできません。

☑ クーリング・オフは必ず書面で
手続きは必ず書面で通知します。通知先は販売会社ですが、クレジット契約を利用した場合は、必ず販売会社とクレジット会社の双方同時に通知します。例えば、ハガキに書いて「特定記録郵便」または「簡易書留」扱いなどで送付します。証拠として、「ハガキの両面コピー」を取って郵便局の受領書とともに保管しておきましょう。

※関係書類は5年間保管します。
お問い合わせ
佐渡市消費生活センター
(佐和田行政サービスセンター内)
(平日) 午前9時〜午後4時
☎57-8143

消費者ホットライン
☎1188 (嫌や!泣き寝入り)